

# 「上尾市出産応援給付金」のご案内

## 【出産・子育て応援給付金について】

妊娠期から安心して出産・子育てができるよう、面談やアンケートなどを通じて[伴走型相談支援（子育てサポート）](#)と、[経済的支援（給付金）](#)を一体的に行います。

妊娠期に出産応援給付金として5万円、出産後に子育て応援給付金として5万円の支給があります。

給付金の支給を受けるためには[申請が必要](#)です。

## 対象者



詳細は市ホームページで確認を！

申請日時点で上尾市に住民票があり以下に該当する妊婦

- ① 令和5年2月1日以降に上尾市に妊娠届出をした妊婦
- ② 令和5年2月1日以降に転入し他の市町村で出産応援給付金の支給を受けていない妊婦（転入前市町村へ確認する場合があります）

## 給付金の支給額

妊娠1回につき**5万円(現金)** ※多胎妊娠でも一律同額

## 支給要件・方法

- ① 医療機関で妊娠の判定を受けている妊婦（妊娠の確認が取れない妊婦は医療機関に確認を行う場合があります。）
- ② 妊娠届出時に、妊婦が母子保健コーディネーターと面談を受け、アンケートに回答
- ③ 面談後に、申請書を記入し、添付書類を提出（申請時に妊婦の本人確認書類・妊婦の口座情報の写しが必要）

## 問い合わせ先

〈出産応援給付金の申請・給付について〉

子ども家庭総合支援センター  
（こども家庭センター）

- ・月曜から金曜日（祝日・年末年始を除く）
- ・第2・第4土曜日（年末年始を除く）
- 8:30～17:00（12:00～13:00を除く）
- 連絡先:048-783-4964

〈相談支援について〉

東保健センター  
（こども家庭センター）

- ・月曜から金曜日（祝日・年末年始を除く）
- 8:30～17:00
- 連絡先:048-774-1414

妊



## 申請について

申請書を記入の上、本人確認の書類、口座が確認できる書類を添付の上、ご提出ください。

**※申請期限: 妊娠届出日から3か月以内**

**※期限を過ぎた場合は、支給が受けられない可能性があります。ご注意ください。**

## 記入時の注意事項

第1号様式(第5条関係)

### 上尾市出産応援給付金支給申請書兼請求書

受付印

(宛先) 上尾市長

下記の【誓約・同意事項】に誓約・同意の上、申請します。

#### 【誓約・同意事項】 出産応援給付金の支給(妊娠1回につき5万円)

- 産科医療機関等を受診し、妊娠の事実の確認を受けました。
- 市が産科医療機関等に妊娠状況などの確認を行うことを同意します。
- 他の市町村で、出産・子育て応援交付金による出産応援ギフト(給付金を含む)の支給を受けていません。また、出産応援ギフトの支給状況などについて、市が他の市町村に確認することに同意します。
- 給付金の支給要件にあたり、市が公簿等の確認を行うことを同意します。また、公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- この申請書は、市において支給決定を
- 妊娠前から子育て期にわたる切替目の報(妊娠状況や妊婦健康診査受診状況、認・共有することに同意します。
- 給付金支給後、本申請書の記載事項に

内容を確認後、同意について、記入日と妊婦の氏名を記入してください。

申請者は妊婦本人です。

母子手帳の表紙に記載してある交付年月日をご記入ください。

現住所と住所が異なる方のみ記入してください。

申請者本人名義に限ります。

#### 提出書類(必須)

※提出書類を確認し、口にチェック(し)してください。

- 上尾市出産応援給付金支給申請書兼請求書(本書)  
※必要事項をご記入ください。
- 振込口座を確認できる書類の写し(コピー)  
※振込口座は、申請・請求者の名義のものに限ります。  
※通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、振込口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)をご用意ください。
- 申請・請求者本人確認書類  
申請・請求者の運転免許証、マイナンバーカード  
※郵送の場合はコピーを添付してください。  
※窓口申請の場合は、原本の確認のみとなります。

ネットバンキングの場合はパソコンやスマートフォンの画面を印刷してください。

[もう一度確認してください]

記載内容、添付書類の不備はありませんか。

(不備がある場合、支給を受けられないことがあります。)

妊

裏面も必ず確認

この給付金は課税の対象にはなりません。

- この給付金の支給を受けた後に遡りで転出したり、二重支給など支給対象者の要件に該当しなくなった場合は、支給した給付金の返還を求めます。
- 振り込め詐欺にご注意ください。ご自宅等に上尾市から問い合わせを行うことがありますが、ATM(現金自動預払機)の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振込を求めることは絶対にありません。